



# 熊本県公報

号外 第36号  
令和7年(2025年)  
7月4日(金)  
(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 規 則

- 熊本県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則…………… (畜産課) 1

## 規 則

熊本県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和7年7月4日

熊本県知事 木 村 敬

### 熊本県規則第30号

熊本県養蜂振興法施行細則の一部を改正する規則  
熊本県養蜂振興法施行細則(昭和41年熊本県規則第43号)の一部を次のように改正する。  
別記第1号様式及び別記第3号様式を次のように改める。

別記第1号様式 (第5条関係)

蜜 蜂 飼 育 届

年 月 日

熊本県知事 様

現住所  
氏名又は名称及び代表者氏名  
電話番号

養蜂振興法第3条第1項の規定により下記のとおり蜜蜂飼育を届け出ます。

記

1 年1月1日現在蜜蜂飼育状況

飼 育 場 所 (番地、号まで記入)	飼 育 蜂 群 数
	(うち日本蜜蜂 )

2 年蜜蜂飼育計画

飼 育 場 所 (番地、号まで記入)	飼育予定 最大計画蜂群数	飼 育 期 間
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで
	(うち日本蜜蜂 )	月 日から 月 日まで

3 個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- (1) 個人情報の利用目的：県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- (2) 個人情報の安全管理措置：県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- (3) 個人情報の第三者への提供：県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。
  - ア 法令に基づく場合
  - イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村及び他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

- 備考
- 1 電話番号は、携帯電話等、常時連絡が取れる番号を記入してください。
  - 2 飼育計画は、1月1日から12月31日までについて記入してください。
  - 3 飼育場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。

【提出に当たっての留意事項】

養蜂振興法第8条第1項の規定に基づき、県は、蜂群配置の適正の確保及び防疫の迅速かつ的確な実施を図るため、蜂群配置に係る調整等の必要な措置を講じるものとされており、蜜蜂の飼育を行うに当たっては、周辺の蜜蜂飼育者と配置調整が必要となる場合があります。本届出の提出後、同法第8条第2項の規定に基づき、県から、蜂群配置に係る調整等のため特に必要があると認めるときは、蜜蜂の飼育の状況等に関し、必要な協力を求められることがあります。

別記第3号様式(第5条関係)

蜜蜂転飼許可申請書

年 月 日

熊本県知事 様

現住所  
氏名又は名称及び代表者氏名  
電話番号

下記のとおり転飼したいので許可願いたく養蜂振興法第4条第1項の規定により申請します。

記

	転飼申請直前の飼育場所	転飼しようとする場所(番地、号まで記入)	左の土地所有者住所氏名	転飼蜂群数	主な蜜源	転飼期間	飼養管理者住所氏名
1				(うち日本蜜蜂 )		月 日から 月 日まで	
2				(うち日本蜜蜂 )		月 日から 月 日まで	
3				(うち日本蜜蜂 )		月 日から 月 日まで	

個人情報の取扱いに当たっては以下の内容について、同意します。

- 1 個人情報の利用目的 県は、養蜂の振興（蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他養蜂の振興）に必要な範囲内においてのみ利用する。
- 2 個人情報の安全管理措置 県は、取り扱う個人情報の安全管理のため、安全管理に関する取扱規程等の整備及び実施体制の整備を講じる。
- 3 個人情報の第三者への提供 県は、個人情報を第三者に提供するに当たり、次の場合を除き、本人の同意なく第三者に個人情報を提供しない。

ア 法令に基づく場合

イ 県の管理監督の下、蜂群の配置調整、蜜蜂の防疫、農薬被害の防止その他の養蜂の振興に必要な範囲内で関係者（蜜蜂飼育者、市町村、他の都道府県）及び関係機関等の協力が必要な場合

- 備考
- 1 電話番号は、携帯電話等、常時連絡が取れる番号を記入してください。
  - 2 転飼しようとする場所は、巣箱の配置場所が確認できる情報(番地、号並びに必要な応じ緯度及び経度)を記入してください。なお、当該場所が特定できる地図を添付することにより、記入に代えることができます。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県養蜂振興法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の熊本県養蜂振興法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。